

八街市障害者施策推進協議会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市障害者施策推進協議会委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

公募により選任する委員の数は3人以内とする。

3 公募の方法

広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

4 公募委員の応募資格

- (1) 任期の開始日現在で市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 任期の開始日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (4) 平日日中の会議に参加できる者

5 応募方法

応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、市が指定したテーマに関するレポート（任意様式、800字程度）を添えて、障がい福祉課へ提出（持参または郵送）するものとする。

6 選考方法

公募委員を選考するため、八街市障害者施策推進協議会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育次長、子育て支援課長、高齢者福祉課長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、市民部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、障がい福祉課において処理する。

7 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

8 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。